

「あすへの教室」第2回シンポジウム

誰もが当事者になり得る犯罪の現状と課題を探る

2014年7月20日

札幌市教育文化会館

ストーカー被害を 止めるために

〈目次〉

ご挨拶 本田 信一郎（主催・コーディネーター）

桶川ストーカー殺人事件

猪野詩織殺害事件経緯

私たちの活動について

被害者遺族の対応と生活

「愛娘を警察に「殺された」絶望との戦い」

（「月刊実話ナックルズ」2005年4月号、本田信一郎ルポ）

ディスカッションのポイント

資料篇

資料1 略年表

資料2 国連被害者人権宣言

資料3 被害者のための正義に関するハンドブックより

資料5 犯罪被害者等基本法

資料4 日本の主な被害者援助（運動）の経緯

ご 挨拶

本日はご多用の中ご参加いただき、誠にありがとうございます。
心より感謝とお礼を申し上げます。

始めに、今回の参加申し込みが少なかったことにつきまして、猪野さん御夫妻、内藤先生、日笠先生、「北海道交通事故被害者の会」の前田代表、関係者の方々、さらに、ご協力いただいた皆様にお詫びを申し上げます。

私の力不足以外のなにものでもありません、今後はさらに研鑽、努力を重ねる所存です。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の第一条《目的》にはこう書かれています。

「（前略）個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする。」

さらに、第八条《国、地方公共団体、関係事業者等の支援》の3項には「ストーカー行為等が行われている場合には、当該ストーカー行為等が行われている地域の住民は、当該ストーカー行為等の相手方に対する援助に努めるものとする。」とあります。

被害者自身が「助けて下さい」と言わなくても、警察や専門家のみならず市民も手を差し伸べなければならないのだと明記されているのです。

ここを、議論のひとつの入り口にしたいと思います。

「ストーカー規制法」は、猪野詩織さんと御両親の尽きぬ無念と悲しみと辛苦があって成立したものです。

そのことによって、救われた人もいます。

それでも尚、多くの人々が「安全と平穏」のために立ち向かって行かなければならないことは、現状が示すとおりです。

立ち向かう時に胸にあるべきは、穏やかな優しさや淡々とした強さなのだと、私は猪野ご夫妻に教えていただいたと思っています。

2014年 7月 20日

本田 信一郎

桶川ストーカー殺人事件概要

【猪野詩織殺害事件経緯】

2014.06.01 猪野

1. {1999-01-初旬} 20 歳の娘詩織（大学生）と近所の女友達がプリクラで写真を撮っていた。機械が故障した時、男二人が現れ、機械を直してやると声をかけられた。小松和人とその友人であった。（交際の始まり。）
2. {1999-03-30} 娘詩織は、小松の奇行、正体の見えない人物に対し別れ話を出す。豹変した小松は、直後からストーカー行為、脅しをはじめ。娘は、遺言を書き残す。
3. {1999-06-14} 父親不在の夜自宅に、小松従業員、上司、社長と名乗る 3 人が乗りこむ。小松従業員が会社の金を使い込んだ。娘の為にしたこと、だから弁償金を要求し「誠意を見せろ」と脅迫した。父親が帰宅し、その後追い出した。
（彼らの実態は殺害後わかった。上司とは、昼東京消防庁の消防官でその裏では、小松と風俗店を手広く共同経営している実兄であった。社長とは、小松の仲間であった。）
4. {1999-06-15} 乗込事件の会話の内容をテープに録音していた。上尾署に救いと対応の相談に行った。上尾署は、「民事不介入」恐喝にならない。男と女の問題と追い返される。
5. {1999-07-13} 娘詩織の中傷ビラが自宅周辺、学校周辺、父親の会社に数百枚ばら撒かれる。{07-20 頃} 娘の電話番号・顔写真入り「男性募集」と記載のカードが都内に大量に撒かれる。インターネット上にも流される。6 月 14 日以降娘殺害まで数百件の電話の嫌がらせが続く。事が起こるたび上尾署に助けを求める行動を行った。
6. {1999-07-29} 名誉毀損で小松を告訴する。
7. {1999-08-23,24} 父親の会社に約 550 通の中傷文書が届く。（退職させる内容）
8. {1999-09-07} 上尾署は、娘の「告訴状」を「被害届」に改ざんする。
{1999-09-21} 上尾署刑事が、母親に告訴取り下げの要請をする。
9. {1999-10-16} 自宅に大音響の小松等の車 2 台が襲う。上尾署に連絡するも対応が悪い。
10. {1999-10-26} 白昼桶川駅近辺で娘詩織は、刃物で 2 度刺され殺害される。
11. 警察の不可解な記者会見から、大半のマスコミが娘のデマ報道を流し始める。
（ブランド好き、風俗、殺される理由がある、何かを握っている、家庭問題あり等々）
12. {2000-01-初旬} 福地輝久弁護士にマスコミからの被害に対し救いを求める。
13. {2000-03-04} 鳥越俊太郎「ザ・スクープ」で事件をながす。国会の問題になる。
14. {2000-04-06} 埼玉県警は、調査報告書を出し調書改ざんを認め警察官の処分発表をする。県警本部長自宅で謝罪する。
15. {2000-05-18} ストーカー規制法成立。（娘詩織の誕生日である）
16. {2000-09-07} 上尾署 3 名の警察官に虚偽有印公文書作成同行使で有罪判決下る。
17. {2000-10-26} 小松等犯人 17 名に損害賠償請求訴訟を起こす。
18. {2000-12-22} 埼玉県警（県）に対し国家賠償請求訴訟を起こす。
19. <長い裁判が、続く・・・>
20. {2007-08-30} 国家賠償請求訴訟の最高裁判決

【私たちの活動について】

2013.11.01 猪野 憲一

長崎県西海市や神奈川県逗子市などで相次いだストーカー殺人事件に胸を痛め、これ以上繰り返されないことを願って昨年、過去の事件で同様に命を奪われた被害者の遺族や支援者の仲間とともに、法改正と対策強化を求める要望書を2度にわたって警察庁に提出しました。このほど、成立以来一度も見直されることがなかったストーカー規制法が改正され、この検討会に私共遺族の代表が参加し、被害者の声を国に届ける仕組みができたことは前進と評価していますが、これまで要望してきた内容はまだ十分に実行されたとは言えません。

改正法施行直後に東京都三鷹市で18歳の女子生徒が刺殺される事件が起き、非常に残念に思うと共に、対策はまだ不十分だと強く感じました。真に被害者とその家族が命と安全を守られる社会を築くため、下記の要望内容を検討会の場で議論していただきたく、お願いします。

これまでの要望事項は以下の通りです。

1. 過去に起きたストーカー殺人の対応の問題点を、この検討会など警察以外の有識者等による第三者機関が検証し、公表すること
2. 警察官が機動的に対処できる内部体制を確立し、ストーカー犯罪特有の危険性と、早期対応の重要性を、現場ならびに社会全般に教育指導すること
3. ストーカーの暴力行為に厳しく法令を適用し、被害者と家族および周囲の人間の安全保護のために、現実的かつ積極的な対策を講じること
4. 警察だけでなく、司法や福祉などの行政機関も積極的に関与して、被害者を社会全体で保護するよう、制度の枠組み全体を見直すこと
5. ストーカー規制法のさらなる改正と対策の見直しの検討は、被害者と家族の意見を聞き、支援者や研究者の意見も取り入れて、その声を反映させて進めること

《活動の経過》

- 2011年12月 西海市の2女性殺害事件発生
- 2012年 4月 警察庁と国家公安委員会に1回目の要望書提出
 - 11月 逗子市の女性殺害事件発生
 - 逗子の事件を受け2回目の要望書提出
- 2013年 6月 改正ストーカー規制法成立
 - 10月 改正ストーカー規制法施行
 - 三鷹市で女子高生殺害事件発生

ディスカッションのポイント

『人の防波堤を作る』・・・〈正義〉は被害者側にこそある

※ 相手を過小評価しない

ひとりで〈危険度〉を判断せず、積極的に〈危機感〉を持つ

※ 〈逆上のスイッチ〉を探る

被害者と介入者の意識のズレとのジレンマの解消

※ 複数の人と情報を共有し対応の選択肢を増やす《加害者を監視する》

家族の意志統一による〈孤立化の解消〉

友人や知人のアナウンス効果による〈情報網での包囲〉

職場、学校、地域での〈複数の監視〉

※ 弁護士（代理人）は重要な役割を果たせる存在

加害者の周囲を巻き込む（特に未成年の場合）

継続的な介入による総合的なフォロー

『喫緊の課題』・・・生活と命を守ることが最優先

① 専門家による継続的なサポートチームの構築

シェルターの拡充、生活の維持、教育の機会の確保などを含む

被害者とその家族の〈擁護体制の確立〉

② 「規制法」の改正、及び「条例」の制定

警告時点での強制的カウンセリングや措置入院、加害者の位置情報

の把握と公開、罰則強化などの〈監視、抑止施策の拡充〉

③ 〈加害者矯正プログラム〉の確立

国（警察庁）主導による専門研究機関の設立は急務

※ 犯罪被害者への社会の理解促進

「規制法、第八条」の実効性を高める重要性

《人間の安全》は何によって担保されるのか

（文責 本田）

桶川ストーカー殺人事件 (被害者遺族の対応と生活)

平成26年7月20日

猪野 憲一・京子

(於:)



詩織の思い出

(1) 16歳



詩織の思い出 2) 成人式



桶川ストーカー殺人事件（始まり）

1. 1999年1月初旬：娘詩織(20歳・大学生)は、友人と共にプリクラ写真を撮っている時、機械が故障した。男二人が現われ機械を直し近づいてきた。
2. 1999年3月30日：犯人の奇行に恐怖を感じた娘は、交際を断る。
3. この後脅迫、付きまとい、見張り、自宅への乗込み、中傷ビラ、デマのインターネット掲載等異様な異常な攻撃が始まる。

桶川ストーカー殺人事件（対応）

6/14：犯人、3人で自宅に恐喝で乗り込んできた。

6/15：上尾警察に救いを求めた。「民事不介入」を理由に追い返される。

7/13：詩織の中傷ビラ自宅周辺・学校周辺・父親の会社に数百枚ばらまき。

7/20:娘名で都内で「男性募集」のカードが配布される。数百枚ばらまき。

7/20:インターネットで同様の「男性募集」の書き込みが流れる。

＞事が起こるたびに上尾警察に出向き逮捕要請に出向く！

7/29：上尾警察に犯人小松を名誉棄損で告訴状を提出する。

8/23,24:父親の会社(本社&勤務地)に550通の中傷文書届く。

9/7:上尾署は、「告訴状」を「被害届」に改ざんした。

9/21:上尾署刑事が自宅に来て、告訴取下げ要請をしに来た。

10/16:深夜犯人たちの車が大音響と共に自宅襲撃＞警察対応おくれる。全く話が通じない。

10/26:白昼桶川駅前では娘は、胸にナイフで2度刺され殺害された。

娘は3度殺された！

{（社会）は、対応はこれでよいのか}

- ➡ 犯罪者・加害者(ストーカー) 及びこれを助長する社会の法と秩序の甘さ。
- ➡ 真実を自ら掴めない、デマを流すマスコミ、評論家、コメンテーターという人達。
- ➡ 捜査の怠慢、捜査の放棄、事実・証拠の改ざんを行う警察組織。

写真記録

2006



ストーカー規制法の成立

- 事件後（１９９９年１０月２６日）から・・・異例な速さで法律は出来上がって行く・・・
- ２０００年５月１８日国会で成立。
- ２０００年１１月２４日施行！



ストーカー規制法の改正及び 機動的な運用体制の確立要望(2012/04/08)

1. 西海市の事件及び過去のストーカー殺人事件の問題点を警察以外の有識者等の第三者機関が、検証し公表する事。
2. 被害当事者と家族から直接意見を聞き、支援者や研究者の意見も入れ、その声を反映させた被害者保護の為の法改正を行う事。
3. ストーカーの暴力行為に厳しく法令を適用し、被害者と家族及び周囲の人間の安全保護のために、現実的かつ積極的な対策を講じる事。
4. 警察官が機動的に対処できる内部体制を確立し、ストーカー犯罪特有の危険性と、早期対応の重要性を、現場並びに社会全般に教育指導する事。

強い思い！

（国会院内集会に思う事・・・H24.6.6）

- もういい加減にストーカー犯罪はなくしましょう！
- 規制法の力が弱ければ、被害者の立場をもっと守るべく法を改定していきましょう。！
- 被害者本人の申し立てで裁判所が動き、被害者をすぐ保護し、加害者を逮捕できるように変えていきましょう。！

ストーカー規制法等検討委員会 への参加

- ・ ストーカー規制法の改正（平成25年7月3日）
- の附則で協議会設置が謳われた。

・ 検討委員に任命される。（憲一・京子）
（期間H25年11月～H26年7月の予定）

【検討テーマ】

- ・ ストーカー規制法の改正に関するもの
- ・ ストーカー行為等の規制に関する施策等

最後です！

➡ 皆様、本日お会い出来まして嬉しく
思っております。！

➡ 貴重なお時間を頂き、
又ご清聴ありがとうございました。

(詩織の父)



資料1 略年表

- | | |
|----------|---|
| 1980 年 | 犯罪被害者等給付金支給法成立 |
| 1985 年 | 国連「犯罪及び権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言」〈資料3〉 |
| 1990 年 | 日本被害者学会設立 |
| ※ 1998 年 | 全国被害者支援ネットワーク設立 |
| ※ 2000 年 | 1 月 全国犯罪被害者の会（あすの会）設立 |
| 2000 年 | 犯罪被害者保護二法 |
| ※ 2003 年 | 10 月 全国の犯罪被害者団体が全国被害者支援ネットワーク主催の全国大会に初めて集う（14 団体） |
| 2004 年 | 12 月 犯罪被害者等基本法制定 施行は 2005 年 4 月 〈資料5〉 |
| ※ 2005 年 | 犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が全国大会を共催（以降毎年開催） |
| 2005 年 | 12 月 犯罪被害者等基本計画を閣議決定 |
| ※ 2006 年 | 第 1 回目の犯罪被害者週間（11 月 25 日～ 12 月 1 日） |
| 2007 年 | 6 月 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑訴法等改正（被害者参加制度と損害賠償命令制度） |
| ※ 2007 年 | 11 月 犯罪被害者団体ネットワーク（18 団体）が、単独で「犯罪被害者週間全国大会」を開催 |
| 2008 年 | 12 月 刑事裁判における被害者参加制度実施 |
| 2010 年 | 4 月 公訴時効制度の改正（死刑については公訴時効撤廃） |
| 2010 年 | 4 月 公訴時効制度の改正（死刑については公訴時効撤廃） |

※は被害者団体に関すること

資料2 国連被害者人権宣言

犯罪およびパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言

1985年、第7回犯罪防止および犯罪者の処遇に関する国連会議および同総会決議

A. 犯罪被害者

1. 犯罪被害者とは、個人であれ集団であれ、加盟国で施行されている、犯罪的パワー濫用を禁止する法律を含むところの刑事法に違反する作為または不作為により、身体的または精神的傷害、感情的苦痛、経済的損失、または基本的人権に対する重大な侵害などの被害を受けた者をいう。

2. この宣言においては、加害者が特定されているか、逮捕されているか、告訴されているか、あるいは有罪判決を受けているかに関係なく、また加害者と被害者の間の親族関係の有無に関係なく、被害者と見なすことができる。

被害者という用語には、妥当であれば、直接の被害者の直近の家族または被扶養者、および苦しんでいる被害者を助けたり、被害を防止したりして介入した際に被害を受けた者も含まれる。

3. この宣言に記載されている条項は、人種、肌の色、性別、年齢、言語、宗教、国籍、政治的またはその他の信条、文化的信念または慣習、財産、出生または身分、民族または社会的素性、障害などにより、いかなる種類の差別も行なれず、すべての者に適用されるものとする。

司法へのアクセスおよび公正な扱い

4. 被害者は、同情と彼らの尊厳に対する尊敬の念をもって扱われなければならない。被害者は、受けた被害について、国内法の規定に従って、裁判制度にアクセスし速やかな回復を受ける権利がある。

5. 被害者に対し、必要な場合には、費用がかかからず、かつ迅速で公平に利用できる、公式または非公式の手続きによって被害回復が受けられるように、裁判制度や行政制度を制定し、強化しなければならない。

被害者には、そうした制度を通じて被害回復を請求できる権利があることを知らせなければならない。

6. 被害者のニーズに対する司法および行政の対応は、次のような方法によって促進されなければならない。

(a) 訴訟手続きにおける被害者の役割とその範囲、タイミングと進行状況、および訴訟の処分決定について、知らせる。重大犯罪が関係していて、被害者がそうした情報を求めている場合は、特にそうである。

(b) 被害者の個人的利益が影響を受ける場合には、被告人に不利益を与えることなく、また該当する国内の刑事司法制度に従って、彼らの意見や関心事を訴訟手続きの適切な段階で表明させたり考慮したりする。

(c) 法的処理全体を通じて被害者に適切な援助を与える。

(d) 必要に応じて被害者の不便を最低限にとどめ、かつそのプライバシーを保護する措置を講じ、また嫌がらせや報復を受けないように、被害者に代わって、被害者だけでなく、その家族や証人の安全も保障する。

(e) 訴訟の処分決定や、被害者に裁定額を認めた命令や判決の行使については、不要な遅れを避けなければならない。

7. 和解や被害者の立ち直りに適している場合には、調停、仲裁、習慣法、または事実たる慣習慣行など、非公式な紛争解決方法を採用すべきである。

被害弁償 (Restitution)

8. 自己の行為に責任のある犯罪者またはその関係者は、妥当な場合には、被害者、その家族または被扶養者に、公正な被害弁償を行わなければならない。この被害弁償に含まれるのは、財産の返還、発生した被害または損害に対する支払い、被害の結果発生した費用の弁済、サービスの

提供、権利の回復である。

9. 加盟国政府は、刑事裁判における量刑選択の際に、従来の刑事制裁以外にも、新たに適用できるような被害弁償を考慮して、慣行、規則、法律の見直しを行なうべきである。

10. 環境にかなりの被害が発生し、被害弁償を命ぜられた場合に、その被害弁償に含められるべきものとして、環境の原状回復、インフラストラクチャーの再建、公共施設の建て替え、さらに、その被害のためにコミュニティの移転が必要になった場合には、その移転費用の弁償などである。

11. 公務または準公務を行う公務員またはその代理人が国内の刑法に違反した場合には、被害者は、発生した被害に責任のある公務員またはその代理人が所属する国から弁償を受けることができる。侵害的作為または不作為が発生した時に政権の座にあった政府がすでに存在しない場合には、その国家または政府の権利を継承した者が、被害者に弁償をしなければならない。

被害補償 (Compensation)

12. 次の被害者が、犯罪者またはそれ以外から十分な弁償を得られない場合には、国家は、経済的補償を行なうよう努力しなければならない。

(a) 重大な犯罪の結果、身体にかなりの被害を受け、または身体や精神の健康に損傷を受けた被害者

(b) そうした被害のために死亡したり者または身体的および精神的不能になった者の家族、特に被扶養者

13. 被害者補償基金の創設、強化および拡充の努力をする必要がある。自国民が被害者になった国家がその被害を補償する立場にない場合などでは、適切であれば、補償目的のために、これ以外の基金を創設する方法も考えられる。

被害者援助 (Assistance)

14. 被害者は、政府・ボランティア・コミュニティに基礎をおく機関、および地域固有の機関などから、物質的、医療的、精神的、社会的に必要な援助を受けることができる。

15. 被害者には、医療サービスや社会福祉サービス、その他の関連援助について知らせ、すぐに利用できるようにしておかなければならない。

16. 警察、司法、健康、社会サービス、その他の関係担当者は、被害者のニーズに適切に対応し、適切な援助を迅速に行なうためのガイドラインについて、トレーニングを受けなければならない。

17. 被害者にサービスや援助を提供する場合には、受けた被害の内容や第3条に定める特別なニーズに、特に配慮しなければならない。

B. パワー濫用の被害者

18. パワー濫用による被害者とは、個人であれ集団であれ、国内の刑事法には違反していないものの、人権に関して国際的に認められた基準に違反する作為または不作為により、身体的または精神的傷害、感情的苦痛、経済的損失、または基本的人権に対する重大な侵害などの被害を被った者をいう。

19. 国家は、パワー濫用を禁止する基準やパワー濫用の被害者を救済する基準を、国内法に組み込むことについて検討すべきである。特に、こうした救済には、被害弁償および（または）被害補償、および必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助や支援を盛り込むべきである。

20. 第18条で規定されているように、国家は被害者に関わる多国間の条約について交渉を行なうことを考慮すべきである。

21. 国家は、変化する環境に対応できるように、既存の法律や慣行について、定期的に見直しを行ない、必要に応じて政治的パワーないし経済的パワーの重大な濫用となる行為を禁止し、そうした行為を防止する政策や対策を促す法律を制定施行し、またそうした行為の被害者には、直ちに適切な権利と救済を与えるべきである。

資料3 被害者のための正義に関するハンドブックより

(Handbook on Justice for Victims、1995年12月から98年2月に作成)

——「犯罪および権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言」を導入し適用するために——（以下、前記「被害者のための正義」諸澤英道訳著より引用、抜粋）

第III章 被害者に対する第一線専門家たちの役割と責任

A. 警察と被害者援助

目標：被害者援助の考え方と実行方法を、警察の通常の方針と業務の中に採用すること

2. 被害者に対する警察固有の役割と責任

必ず実行しなければならない任務としては、次のようなものがあるが、これに限定されるわけではない（抜粋）

- ・警察の手続きと捜査の進め方について説明する。
- ・証拠の保全方法に関する情報を被害者に提供する。
- ・犯罪被害者の権利および被害者補償の利用に関する情報を被害者に提供する。
- ・緊急援助を提供するコミュニティの機関や経済援助に関する情報を、直ちに被害者に（口頭や書面で）紹介する。
- ・最初の応答から24時間ないし48時間経った段階で、援助を求めたのかどうか、あるいは援助を受けることができたのかどうかを確認するため、必ず被害者に電話連絡するか、直接訪問する。
- ・被害者の所有物を安全に保管し、犯罪のために被害者の安全が脅かされている状況にはないことを保障する。
- ・緊急介入や初期の精神的支援を迅速に提供したり、適切な援助を紹介する。

3. 警察官のトレーニング

個々の警察官は、「被害者」の定義を理解し、現地の法律と状況に応じて、「(国連被害者人権)宣言」の要求条件を理路整然と適用できるようになることがきわめて重要である。

(中略)警察官はまた、次の事項に関連して、必要が生じた場合には、警察機関の方針を理路整然と説明できなければならない。

- ・被害者の定義
- ・被害者の扱い
- ・被害者援助の利用
- ・被害者に提供すべき各種手続きに関する情報
- ・所有物の返却
- ・死亡通知
- ・裁判所費用の回収と返済
- ・最初に接触した人物、パトロール警察官、捜査官、監督官が行うべき次の手法

B. 検察官と被害者援助

目標：被害者援助についての哲学とその実践法を、通常の検察政策と実務の中に組み込むこと

1. 検察官、法的扶助の提供者および被害者を援助する被害者擁護者のための戦略と実施要綱

多くの国では、検察官を中心とする被害者援助プログラムを導入している。その目的や対象となる被害者の数、援助サービスの提供方法、その規模、資源のレベルは多様であるが、基本的な使命は同じである。すなわち、いかなる被害者・証人に対しても、尊厳、同情、尊敬の念を持って接し、制度による二次被害が起こらないように努めなければならない。

(中略)被害者には、公判に出席したり、参加したりする時の援助のほか、脅迫や危害からの

保護、刑事司法制度とそこでの妥当な役割に関する基本的な対応指導なども必要である。また、検察機関は、適切な被害者援助プログラムや被害者補償プログラムを紹介する必要もある。

（中略）被害者の権利を法律で保護している国においてさえ、検察官には法律に盛り込まれている権利と基本的サービスが無視されないように監視する責任がある。

C. 被害者のための正義における裁判官の役割

目標：被害者には刑事司法手続きのあらゆる段階において、考慮すべき合法的利益があることについて、裁判官の認識と理解を促すこと

1. 被害者の権利に関する裁判官に対する勧告

(e) 被害者の参加

現行法の下で可能な場合には、被害者は、次のように、裁判手続きのすべての段階に参加し、妥当である場合には検察官を通じて情報を提供され、あるいは宣誓や証言をすることを認められなければならない。

- ・ 審理前の釈放ないし保釈聴聞
- ・ 裁判手続きのスケジュール決定
- ・ 裁判手続きの継続または延期
- ・ 抗弁や量刑が行われる場合には、それに関する交渉
- ・ 量刑（の判断）
- ・ 妥当であれば、被害者と犯罪者の調停

(f) 被害者に同伴する人物

被害者の参加を促すためには、可能であれば、被害者の支援者には法廷に同席してもらう必要があり、量刑前の被害者影響陳述書の提出を考慮すべきであり、また被害者およびその家族の法廷への出席を認めるべきである。

2. 裁判官の教育とトレーニング

すべての法律学校では、被害者に関連する問題に対応するためのトレーニングが不可欠な要素であり、資格試験に採用すべきである。また、裁判官には犯罪被害者のニーズ、サービス、法的利害関係などを扱う現行のトレーニングプログラムへの参加を促す必要がある。

G. メディアの専門家

目標：メディアの専門家の被害に対する感受性を高め、被害者問題に対する意識を向上させる。

1. メディアのためのトレーニングプログラム

被害者に配慮した犯罪や被害のメディア報道に関するジャーナリストの専門的トレーニングを、会議や個々のニュース室の現場で実施する必要がある。

2. 被害者に配慮したメディアの倫理コード

ニュースメディアに求められることは次のような点である（19 項目から抜粋）

- ・ 殺人事件以外の犯罪については、被害者の年齢と発生場所だけを明らかにし、被害者の名前と住所（通りや街区）は報道しない。
- ・ 子どもの被害者の身元は公表してはならない。
- ・ 死亡した被害者、遺体運搬袋、重傷被害者の姿などの写真の公表や放映は控えなければならない。
- ・ 飲酒運転事件(incidents)では、飲酒が一つの原因と断定されているかどうかに関係なく、事故(accidents)ではなく、「衝突(crashes)」または「犯罪(crimes)」と表現すべきである。

資料4 犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日法律第六十一号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたと言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるもの

とする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資

するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

※平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行

資料5 日本の主な被害者援助(運動)の経緯

(文責 本田)

※日本では近年まで、被害者は耐え忍ぶことを強いられた「忘れられた人々」であり、司法の蚊帳の外に置かれていた。

1966(S.41)年 一人息子を通り魔に殺された「町工場のオヤジさん」市瀬朝一氏が、息子の最後の「悔しいよ、父さん。仇を討ってくれよ」という言葉を胸に、全国を回って「殺人犯をなくす」ことを説き始める。

やがて、同志社大学の大谷教授ら協力者を得て「犯罪被害者の補償を促進する会」を結成し、街頭署名や募金活動などを通して被害者の実情を訴える。

1974(S.49)年8月30日 昼過ぎ、東京丸の内の三菱重工ビル玄関前で時限爆弾が爆発し、通行人 8 人が死亡、385 人が重軽傷を負う（東アジア反日武装戦線・狼による連続企業爆破テロのひとつ）

1977(S.52)年 市瀬氏が病死するも、その 3 ヶ月後に政府は「補償制度」創設のための調査費を計上した（尚、市瀬氏をモデルにした木下恵介監督の映画「衝動殺人・息子よ」は 79 年に公開されている）

1980(S.55)年 市瀬氏らの活動と「三菱重工ビル爆破事件」を受け「犯罪被害者等給付金支給法」成立

※しかしながら、この「犯給法」はあくまで「見舞金的性格の一時金」であって、「補償制度」ではなく、2000 年以降に二度にわたって支給金額と適用範囲の拡大がなされたものの、その「性格（システム）」は現在も変わっていない。

一方で、世界的な動きでは、すでに 1950 年代末にイギリスで「被害者のための正義」を標語とした被害者運動が始まり、欧米（先進国）に広がった。

そして、1963 年にニュージーランドで、翌 64 年にはイギリスで「補償制度」が始まり、70 年代中頃までに約 40 ヶ国が同様の制度を創設している。

世界の大まかな流れを年代でまとめると、50 年代に被害者運動が始まり、60 年代に相次いで「補償制度」を創設、70 年代は被害者運動が活発化し、民間の援助団体の設立が進む、80 年代は法律の整備（例えば、85 年の「国連被害者人権宣言」を受け、イギリスでは 90 年に刑事手続の中で被害者の権利を保護することを明示した「被害者憲章」を制定）90 年代は過去の施策の点検と評価が行われている

※日本は、80 年の「犯給法」成立以前は市瀬氏の活動のみで、成立以降のおよそ 10 年以上は何も動きのない「空白」だった。

その「空白」の最中の 85 年に日本も賛成して「国連被害者人権宣言」が採択されたが、その 5 年後（イギリスでは「被害者憲章」が制定された年）に、世界の流れに逆行するかのような最高裁の判断が示されている。

「犯罪の捜査及び、検察官による公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし、損害の回復を目的とするものでなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職務発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきである」

1990 (H.2) 年2月20日 第三小法廷判決 (判例880号)

1990(H2)年 「日本被害者学会」設立

1992(H4)年 「常磐大学」の諸澤英道教授による「日本の被害者支援を考える会」発足

1995(H7)年 「阪神淡路大震災」「地下鉄サリン事件」

同年、諸澤教授を中心に「水戸被害者援助センター」設立（日本初の民間ボランティアベースの援助団体で、現在は「いばらき被害者支援センター」）

上記に前後して、民間の相談室設置や自助グループの結成がいくつかあった

1996(H8)年 警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、全国の警察に通達

同年、「警察庁官房給与厚生課犯罪被害者対策室」設置

1997(H9)年 「神戸連続児童殺傷事件」「弁護士婦人殺害事件」

1998(H10)年 「全国被害者支援ネットワーク」設立

同年、「大阪看護師殺人未遂事件（95 年）」の被害者の夫、林良平氏が「犯罪被害者の権利を確立する当事者の会」を設立（後に「全国犯罪被害者の会（あすの会）」に繋がる。林氏は2代目代表幹事となり、現代表幹事代行）

1999(H11)年 「山口県光市母子殺害事件」「桶川ストーカー殺害事件」「池袋通り魔事件」

「京都てるくはのる事件」

同年、「児童買春・児童ポルノ法」公布

同年、政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置

2000(H12)年1月 「全国犯罪被害者の会（あすの会）」設立

同年は「愛知豊川市主婦殺害事件」「佐賀西鉄バスジャック事件」「大分一家6人殺傷事件」

「兵庫タクシー運転手強盗殺人事件」と、凶悪少年事件が相次ぐ

同年、「被害者保護関連二法」「児童虐待防止法」「ストーカー規制法」「改正少年法」公布

2001(H13)年 「大阪池田小学校殺傷事件（児童8人死亡）」

同年、「改正犯罪被害者等給付金法」「DV防止法」「危険運転致死傷罪」公布

2002(H14)年1月 「ひょうご被害者支援センター」設立（後に法人化）

2003(H15)年2月 「あすの会」が全国での街頭署名活動を開始し、7月には幹事らが小泉首相と面会

同年、被害者援助活動を行う14団体が「全国被害者支援ネットワーク」主催の全国大会（東京）に集う

※そして、市瀬氏の活動から 38 年、「国連被害者人権宣言」から 19 年。

2004(H16)年12月1日 被害者の権利を明記した『犯罪被害者等基本法』成立（翌 05 年 4 月 1 日施行）

「犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない」（前文）
「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」（第 3 条）

同時に、内閣府に官房長官を長とする「犯罪被害者等施策推進会議」を設置
また、凶悪・重大犯罪に対する罰則強化や公訴時効期間の延長などを盛り込んだ「改正刑法・刑事訴訟法」も成立

2005(H17)年 「犯罪被害者等基本法」が定めた「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定

「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。この意味において、『刑事司法は犯罪被害者等のためにもある』ということもできよう。また、このことは、少年保護事件であっても何ら変わりはない。」
（基本計画 III重点課題の③「刑事手続への関与への取組」より）

2006(H18)年 第一回「犯罪被害者週間」の実施（11 月 25 日から 12 月 1 日）
同年より、「犯罪被害者白書」刊行

2007(H19)年6月 刑事裁判への『被害者参加制度』と、刑事裁判で賠償請求が行える『損害賠償命令制度』、さらに、性犯罪被害者の法廷での保護と公判記録の閲覧謄写範囲の拡大を盛り込んだ「刑事訴訟法改正案」が成立
同年、「闇サイト殺人事件」

2008(H20)年 被害者らの審判の傍聴を認めた「改正少年法」、「オウム真理教犯罪被害者救済法」、「改正犯給法」、犯罪被害者国選弁護人制度を盛り込んだ「改正総合法律支援法」が成立

2009(H21)年5月 「裁判員制度」開始
同年、第 13 回「国際被害者学シンポジウム」が水戸市で開催（主催「世界被害者学会」、共催「常磐大学」、後援「内閣府・法務省・警察庁など」、8 月 23 日から 28 日）

2010(H22)年 殺人罪の公訴時効の廃止を盛り込んだ「改正刑事訴訟法」成立

2011(H23)年 「第二次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定

